

第 7 5 号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
八王子市保健所関係手数料条例（平成 1 9 年八王子市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)
5	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	<p>旅館・ホテル営業1件につき 30,600円</p> <p>簡易宿所営業1件につき 16,500円</p> <p>下宿営業1件につき 16,500円</p>
6～105	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

- 1 (略)
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)
5	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	<p>ホテル営業1件につき 30,600円</p> <p>旅館営業1件につき 30,600円</p> <p>簡易宿所営業1件につき 16,500円</p> <p>下宿営業1件につき 16,500円</p>
6～105	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

